

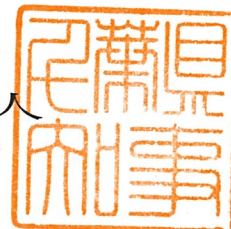
様式第3-4号

令和8年6月8日

## 公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	5	登録年月日	平成13年7月18日				
登録検査機関の名称	長生農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 河野 豊						
主たる事務所の所在地	千葉県茂原市高師1153番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	福邊 竜大	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K122026021				
	豊田 武徳	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1228088				
	伊藤 善文	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1228089				
	菅谷 常一	玄米	K1228099				
	米倉 修	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1228105				
	山口 賢太郎	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K122022014				
	伊藤 豪規	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K122022016				
備 考	農産物検査員の新規登録（福邊 竜大） 農産物検査員の登録抹消（豊田 武徳・伊藤 善文・菅谷 常一・米倉 修・山口 賢太郎・伊藤 豪規）						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	15	登録年月日	平成14年7月25日				
登録検査機関の名称	山武郡市農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 鈴木 俊幸						
主たる事務所の所在地	千葉県山武市和田375番地の2						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	秋葉 史弥	玄米、小麦、大麦、大豆	K122026022				
	片岡 隆	玄米、小麦、大麦、大豆	K122026023				
	鈴木 優	玄米、小麦、大麦、大豆	K122026024				
	鳩川 絃祥	玄米、小麦、大麦、大豆	K122026025				
備 考	農産物検査員の新規登録(秋葉 史弥・片岡 隆・鈴木 優・鳩川 絃祥)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。